

沖繩周辺における外国船による領海侵犯に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年八月三日

参議院議長 安井謙殿

喜屋武眞榮

沖繩周辺における外国船による領海侵犯に関する質問主意書

去る七月一日から領海法が施行されたが、施行前から問題となつていていた尖閣列島を中心とした沖繩近海における外国漁船による領海侵犯は依然として続いているようである。これは日本の主権の侵害になるのみならず、地元漁民の操業を妨げることにもなる。

そこで以下の点について質問する。

一 領海法施行後の沖繩近海における領海侵犯状況（海域別侵犯数・侵犯者の国籍等）、警備体制及び対策（いかなる取締をやつているか、外国人漁業規制に関する法律の適用もなされているのかあるいは適用する考えがあるかどうか）を示されたい。

二 領海が従来の四倍に拡大されたことに伴い、巡視船及び航空機等の増強が必要であると思われるが、国はこの点についていかなる計画をもつていてるか示されたい。

三　日本最西南端に位置する与那国島周辺においても、台灣漁船による領海侵犯が著しく多く、地元漁民への影響が出ていると聞いている。そこで、与那国町に第十一管区海上保安本部の海上保安署を設置し、常駐警備体制をとるべきであると思うがどうか。

右質問する。